

みんなで取り組もう 人権が尊重されるまちづくり

学習事例集

三重県環境生活部人権課
2017(平成 29)年 3月

はじめに

県は 1997 (平成 9) 年に、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とした「人権が尊重される三重をつくる条例」を施行しました。この条例に基づき、1999 (平成 11) 年に「三重県人権施策基本方針」を策定し、2015(平成 27)年には、その第二次改定を行いました。第二次改定においても、2006(平成 18)年の第一次改定に引き続き、地域社会において人権文化が醸成され、あらゆる住民活動のベースとして「人権が尊重されるまちづくり」が根づくことを人権施策の基本に位置づけ、住民組織、N P O、団体、企業、行政等のさまざまな主体が相互に連携した取組が県内各地で推進されることをめざしています。

「人権が尊重されるまちづくり」は、県民一人ひとりが地域でつながりを持ち、共に生きることができる社会を、さまざまな主体の協働によってつくっていく取組です。そのためには、地域社会における課題に対して、住民が主体的に取り組むことができるよう、課題への気づきや地域における「つながり」や「居場所」づくりのための学習を支援しています。

本パンフレットでは、そのような学習例を紹介します。「人権が尊重されるまちづくり」に向けた学習が多くの地域で展開され、「人権が尊重される三重」をみんなでつくる取組を充実させていきたいと考えています。

「人権が尊重されるまちづくり」とは

「人権が尊重されるまちづくり」は、県民一人ひとりが地域でつながりを持ち、共に生きることができる社会を、さまざまな主体との協働によってつくっていく取組です。

とりわけ、さまざまな事情により社会で十分に力を発揮できない人たちや社会的に弱い立場に置かれた人たちが、社会の一員としてさまざまな人びととつながりを持ち、共に生きる社会をつくるための取組が大切です。

そのためにも、身の回りの家族や地域の絆や居場所を大切なものととらえ、みんなで人権の課題に取り組んでいきましょう。

「人権が尊重されるまちづくり」についての学習～3つのポイント

このパンフレットでは、「人権が尊重されるまちづくり」を進めていくための学習を3つのポイントで整理しています。

- 1 「人権が尊重されるまちづくり」の基本的な考え方についての学習
- 2 「絆づくり・居場所づくり」に向けた、個々の人権課題についての学習
- 3 「人権が尊重されるまちづくり」を進める手法・スキルについての学習

「人権が尊重されるまちづくり」のための学習を支援します

県では、「人権が尊重されるまちづくり」の取組が県内各地でより多く展開されるよう、学習会・研修会の開催を支援しています。お気軽にお問い合わせください。

●お問い合わせ●

514-8570 津市広明町 13 番地 三重県環境生活部人権課

TEL 059-224-2278 FAX 059-224-3069 E-mail jinken@pref.mie.jp

1 「人権が尊重されるまちづくり」の基本的な考え方についての学習

「人権が尊重されるまちづくり」に取り組む共通認識をつくるための学習例です。

学習例 1

人権の基本を学ぼう～人権とは何だろう～

人権は、「すべての人がかけがえのない存在」という考え方に基づいた、人間が生まれながらにして持っている権利です。その考え方は、現代でこそ「あたりまえ」と考えられていますが、17～18世紀ごろに経済・社会の発展を背景にして生まれたものです。そして、今なお、世界各国の協調や社会情勢の中で発展し続けています。

人権の種類には次のようなものがあります

- ◆ 平等権：だれもが差別されない権利
- ◆ 自由権：自由を保障される権利 思想の自由、表現の自由 など
- ◆ 社会権：生活の保障を求める権利 生存権、労働権 など
- ◆ 参政権：主権者として政治に参加する権利
- ◆ 新しい人権：時代の変化の中で生まれてくる権利 プライバシーの権利、知る権利、環境権 など

このような人権の基本について、あらためて学びましょう。

●おすすめ● 地域住民や自主防災会、まちづくり協議会、学校PTA組織、NPOのみなさん など

学習例 2

住民同士が支えあう絆づくりのヒントを考える

人と人とのつながりである絆づくりの基本は、お互いを尊重しあうことです。また、一人ひとりが大切にされる地域づくりのためには、同和問題、子ども、女性、障がい者、高齢者、外国人等の「地域の人権課題」にみんなで取り組むことが大切です。

この学習会では、人権を尊重する大切さを再認識し、一人ひとりが大切にされる地域づくりのための4つの視点*をもとに、「絆づくり」について考えます。

*4つの視点…①個人を尊重すること、②地域のマンパワーと共に取り組むこと、③お互いのコミュニケーション力をつけること、④居場所と出番をつくること

●おすすめ● 地域住民や自主防災会、まちづくり協議会、学校PTA組織、NPOのみなさん など

2 「絆づくり・居場所づくり」に向けた、個々の人権課題についての学習

一人ひとりが大切にされる地域づくりのためには、それぞれの地域の中にある人権課題を取り組む必要があります。そのためには、①地域の課題を出しあう、②現状をつかむ、③自分たちが取り組みたいこと(自分たちにできること)を考え、実行に向けた計画をつくる、④計画に基づいてやってみる、⑤成果と課題を検証し、次の取組につなげる、といった取組のすじみちが大切です。

学習例 3

子どもの人権について

国連で 1989(平成元)年に採択された「子どもの権利条約」では、子どもの権利を次の 4 つに整理しています。

- ① 生きる権利(健康に生まれ、健やかに成長する権利)
 - ② 守られる権利(差別や虐待、搾取から守られる権利)
 - ③ 育つ権利(教育を受ける権利、自分らしく成長する権利)
 - ④ 参加する権利(自分に関係のある事柄について自由に意見を表し、活動する権利)
- これらを保障していくためのおとなとの役割等について考えましょう。

●おすすめ ● 地域住民や P T A、まちづくり協議会、子ども会育成者のみなさん など

学習例 4

性的マイノリティについて

2016(平成 28)年のリオデジヤネイロオリンピックでは、過去最多の 50 人以上の選手が LGBT* 表明を行いました。「多様性を認める社会づくり」に向け、「LGBT について知る」「LGBT の歴史」「社会における LGBT についての意識」「人権問題として今、何が起こっているのか」を、みんなで理解していきましょう。また、いくつかの自治体における同性パートナー認定制度等や「多様性を認める社会づくり」が経済活動にもたらす影響についても考えていきましょう。

*LGBT…女性の同性愛を表す Lesbian (レズビアン)、男性の同性愛を表す Gay (ゲイ)、両性愛を表す Bisexual (バイセクシュアル)、「心の性」と「体の性」の不一致等を意味する Transgender (トランスジェンダー) の頭文字から作られた、性的マイノリティの人たちを表す言葉です。

●おすすめ ● 企業における職場研修や職場における研修、地域での人権啓発研修 など

学習例 5

セクハラ・パワハラについて

職場における人権について考えます。セクシャルハラスメント(性的いやがらせ)やパワーハラスメント(地位や権限を利用していじめ)が発生すると、就労環境が悪化し、企業の社会的評価を著しく低下させることにもなりかねません。業績の維持や向上につながる「風通しの良い職場環境づくり」について学びましょう。

- おすすめ● 企業における職場研修や職場における管理職研修、人権啓発リーダー研修 など

学習例 6

高齢者の人権について～居場所と出番づくり

年金や高齢者の生活保護の問題、認知症高齢者や高齢者の単身世帯の問題や高齢者の安全・安心な暮らしの問題、高齢者をめぐってはさまざまな問題があります。

だからこそ、地域の中で豊かなつながりをつくることや、豊かな経験や知識が尊重され、活躍できる環境をつくることが大切です。また、高齢者の社会参加を促していくための支援があれば地域がより活性化する可能性もあります。

高齢者の地域における「居場所」と「出番」をどう作っていくかについて考えましょう。

- おすすめ● 地域住民や自主防災会、まちづくり協議会、NPO等でリーダー的な役割を担うみなさん など

学習例 7

「障がい」について～「障害者差別解消法」を通して

2016(平成 28)年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)」が発効しました。この法律の背景である「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」の2つのポイント～①不当な差別的取扱いの禁止、②合理的配慮の提供～について学びましょう。また、「障害者差別解消法」は、行政機関・地方公共団体等、民間事業者それぞれに対応を求めています。学習を通して「障害者差別の解消は社会のあり方を根底から問いかねることにつながる」ことについて考えましょう。

- おすすめ● 企業における職場研修や職場における研修、地域での人権啓発研修 など

- 他にも、同和問題、外国人、患者等、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害等の人権課題についての学習や、2017(平成 28)年に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」についての学習も必要です。

3 「人権が尊重されるまちづくり」を進める手法・スキルについての学習

「人権が尊重されるまちづくり」に取り組む際に必要な「話し合いのスキル」「取組をつくる手法」の学習例です。

学習例 8

上手な話し合いを進めるために

「人権が尊重されるまちづくり」を進めていく主体となるのは住民です。住民主体の活動を進めていく上手な話し合いは必要不可欠です。また、上手な話し合いは、参加者に発言の機会を保障するという点で、民主主義の基本だといえます。

上手な話し合いの力技を握るのは、話し合いの舵取り人であるファシリテーターです。ファシリテーターには、話し合いに参加したメンバーに対して中立的な立場で、安心して話ができる「場」を作り、どんな意見も受け入れ、内なる気付きを促す役割があります。また、上手な話し合いが成り立てば、参加者のみなさんが納得できる結論につながります。上手な話し合いを進めるスキルについて学びましょう。

●おすすめ● 地域住民や自主防災会、まちづくり協議会、NPO等でリーダー的な役割を担うみなさんなど

学習例 9

地域での活動・協働を進めるためのグループワーク

地域で活動をつくるためのスキル(技能)を磨きます。グループワーク(GW)を通して、地域での活動やさまざまな主体の協働について考えます。GWでは、ファシリテーター、発表者、記録者を決めた後、「ファシリテーターは、原則として自分の意見を言わず、メンバーの意見の評価をしない。全員が納得できる結論を導く」等のルールを確認し、「地域のあり方について」と題した、具体的な事例を取り上げたGWを行います。

GWでは、解決したい地域の課題を明らかにし、その課題を解決するための魅力的な企画を考えます。また、その企画を実現するためには、誰とどんな協働をすればよいかを考えます。グループでの話し合い、他のグループとの交流から、「居心地のよい地域をつくるために、何が必要か」を整理しましょう。

●おすすめ● 地域住民や自主防災会、まちづくり協議会、NPO等でリーダー的な役割を担うみなさんなど

こんな集まりで、こんな研修会・学習会を開きませんか…

自治会・自主防災会・まちづくり協議会・

PTA、NPO等で

「高齢化が進む地域での自治会活動」

「外国人の人たちと共に、地域で暮らす」

「地域防災活動と人権」

「人権ってなんだろう～人権の基本を学ぶ」

「新聞記事から人権を考える」

貧困等に係る人権課題 など

子どももおとなも一緒に

「いじめをなくすために」

NPO・企業・団体等で

「高齢者の人権」「障害者差別解消法」を学ぶ

障がい者雇用について

性的マイノリティの人々の人権

*これらは研修会・学習会の一例です

県内の「人権が尊重されるまちづくり」の具体例は…

県内には、人権課題のための取組や絆づくりや居場所づくり、組織内での人権教育、地域における人権啓発等に取り組んでいるさまざまな企業、住民団体・NPO等があります。

県人権課のホームページでは、「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン 年次報告」(2014(平成26)年度版～2016(平成28)年度版)の「人権文化にあふれたまちづくりのためのコラム」のページで、「人権が尊重されるまちづくり」の活動を紹介しています。

「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン 年次報告」のページ

◆ 2014(平成26)年度版

<http://www.pref.mie.lg.jp/JINKEN/HP/h26nenjihoukoku.pdf>

◆ 2015(平成27)年度版

http://www.pref.mie.lg.jp/JINKEN/HP/2015_nenjihoukoku_homepage.pdf

◆ 2016(平成28)年度版

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000662632.pdf>

◆ 2017(平成29)年度版 2017(平成29)年10月下旬ごろに公開する予定です

人権が尊重される三重をつくる条例

1997(平成9)年7月1日 (三重県条例第51号)
最終改正 2005(平成17)年10月21日 (三重県条例第67号)

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

こうした世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下に、私たち三重県民は、人権県宣言の趣旨にのっとり、不当な差別をなくし、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重に関し、県及び県内で暮らし、又は事業を営むすべての者（以下「県民等」という。）の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題への取り組みを推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

(県の責務)

第2条 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町及び関係団体と連携協力するものとする。

(県民等の責務)

第3条 県民等は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権を侵害してはならない。

2 県民等は、県が実施する人権施策に協力するものとする。

(県と市町との協働)

第4条 県は、市町に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

(基本方針)

第5条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 人権尊重の basic 理念
- 二 人権に関する意識の高揚に関するここと。
- 三 同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題について、各分野ごとの施策に関するここと。

四 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、次条第1項の三重県人権施策審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 前項の規定は、人権施策基本方針の変更について準用する。

(三重県人権施策審議会の設置)

第6条 人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、三重県人権施策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第7条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 前2項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任ができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

三重県環境生活部人権課 514-8570 津市広明町13番地

TEL 059-224-2278 FAX 059-224-3069 e-mail jinken@pref.mie.jp